

取引停止措置業者一覧

取引停止措置業者	取引停止期間	取引停止理由
三井住友海上火災保険株式会社 東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	令和6年12月23日から 令和7年3月22日まで (3カ月)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に違反し、契約の相手方として不適當であるため。
損害保険ジャパン株式会社 東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	令和6年12月23日から 令和7年3月22日まで (3カ月)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に違反し、契約の相手方として不適當であるため。
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	令和6年12月23日から 令和7年3月22日まで (3カ月)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に違反し、契約の相手方として不適當であるため。
東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区大手町2丁目6番4号	令和6年12月23日から 令和7年3月22日まで (3カ月)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に違反し、契約の相手方として不適當であるため。
共立株式会社 東京都中央区日本橋2丁目2番16号	令和6年12月23日から 令和7年3月22日まで (3カ月)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条に違反し、契約の相手方として不適當であるため。